

2. モデル自治体における試行モデルの運用状況

2. 1 廃棄物会計基準案試行モデルに対する自治体意見の収集・対応方針の整理

(1) 事業説明会

平成 17 年 10 月 27 日に三重県を訪問し、県内の複数の自治体に対して、廃棄物会計基準案作成の目的、廃棄物会計の仕組み等の本事業の趣旨説明を行った。

説明内容の概要は以下のとおりである。詳細は次ページ以降の当日配布資料を参照されたい。

1. 国や先進自治体の動向

- ・ 廃棄物処理法に基づく基本方針の改正（平成 17 年 5 月）における「地方公共団体の役割・国の役割」について説明
- ・ 国や先進自治体の動向として、「①コスト分析、有料化の進め方に係わる国の動き」、「②国における廃棄物会計基準案作成の目的」、「③自治体による廃棄物会計等の導入の動き」を提示

2. 廃棄物会計の仕組み

- ・ 「全体の流れ」、「①フォーマットへのデータ入力」、「②共通費用の配賦ルール」について模式図を用いて説明

3. 成果物イメージ

- ・ 「①各種費用単価表」、「②損益計算書（P/L）」、「③貸借対照表（B/S）」について模式図を用いて説明

4. 廃棄物会計の導入による効果

- ・ 「①事業の事前評価・事後評価」、「②有料化導入や料金改定の根拠」としての活用について説明

以上の説明を行い、参加した自治体に対し、廃棄物会計基準案を作成するための「廃棄物会計モニター」への協力を依頼した。

廃棄物会計モニターへのご協力のお願

平成17年度環境省事業及び三重県事業の背景・目的・内容等について

MRI 株式会社 三菱総合研究所

廃棄物会計基準について

1. 国や先進自治体の動向
2. 廃棄物会計の仕組み
3. 成果物イメージ
4. 廃棄物会計の導入による効果
5. 廃棄物会計モニターへのご協力のお願

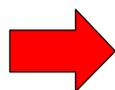
国や先進自治体の動向 廃棄物処理法に基づく基本方針の改正（平成17年5月）

○地方公共団体の役割・国の役割

[1] 適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図るものとする。

[2] コスト分析及び情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。

[3] また、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。



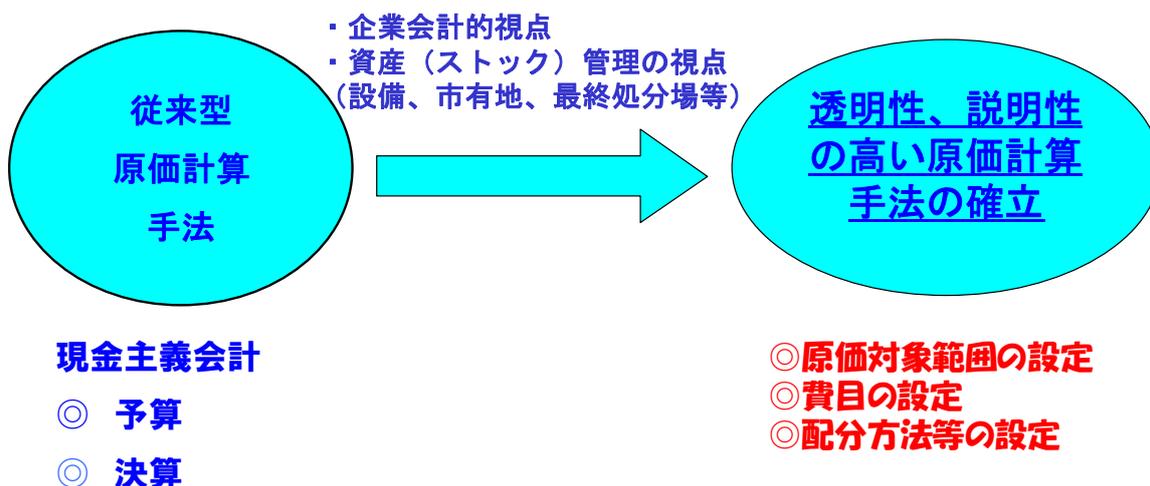
また、国においては、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて、地方公共団体の取組の支援に努めることとした。

国や先進自治体の動向 コスト分析、有料化の進め方に係わる国の動き

■廃棄物会計基準・ごみ有料化ガイドライン検討委員会の設置

- 平成17年10月14日第一回会合実施
- 平成17年度中に廃棄物会計基準案、ごみ有料化ガイドライン案を作成
- 平成18年度、両案をリバイズし、廃棄物会計基準、ごみ有料化ガイドラインを完成予定

国や先進自治体の動向 国における廃棄物会計基準案作成の目的



国や先進自治体の動向 自治体による廃棄物会計等の導入の動き

①NPO「びん再使用ネットワーク」が進める廃棄物会計への協力

- ✓ 容器包装リサイクルに係わる自治体コスト負担の増大を検証するために、自治体に協力を呼びかけ
- ✓ 平成16年度調査（データは平成14年度）では、全国182自治体が協力

②自治体独自の取組としての廃棄物会計の導入

- ✓ 自治体独自の取組として、廃棄物会計を作成・公表
- ✓ 香川県では、ごみ処理費用の実態把握を目的として、綾歌町（現在、丸亀市）を対象として、廃棄物会計を作成・公表

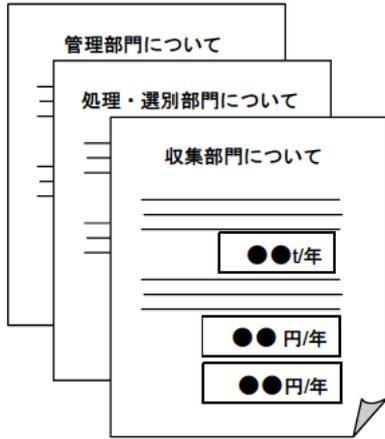
③環境会計ガイドラインの導入

- ✓ 環境会計は、環境活動に対して投入した費用・資源と、それによって生まれた効果を測定するための手法で、環境省が毎年、ガイドラインを公表
- ✓ 横須賀市、京都市、鯖江市（福井県）、多摩市（東京都）などが取り組んでいる

廃棄物会計の仕組み

～ 全体の流れ ～

①フォーマットに
データを入力する



③品目別・部門別・施設別などの
費用単価を把握することができる

例えば、ペットボトルの収集費用単価（円/t）

人件費	01 職員給与	●●円/t
	02 職員手当等	●●円/t
	03 共済費	●●円/t
	04 退職給付引当金	●●円/t
	05 臨時職員賃金	●●円/t
減価 償却費	06 建物	●●円/t
	07 構築物及び機械装置	●●円/t
需用費 役務費等	.	.
	.	.
	.	.
	.	.
	.	.
収入	25 売却収入	●●円/t
	26 その他収入	●●円/t

②一定の配賦ルール
に従い計算

廃棄物会計の仕組み

～ ① フォーマットへのデータ入力 ～

調査票の目次（案）

- 1 貴市区町村の概要
- 2 作業の実施主体
- 3 収集部門
 - 3.1 廃棄物の収集量
 - 3.2 集団回収および公共施設での受入
 - 3.3 有料化の実施状況、収集頻度
 - 3.4 直営収集における排出区分
 - 3.5 直営収集における出動状況
 - 3.6 直営収集における回収方式
 - 3.7 直営収集におけるコンテナの利用状況
 - 3.8 直営収集における積載状況
 - 3.9 直営収集における収集車両
 - 3.10 直営収集における作業人員
 - 3.11 直営収集における積み替え施設
 - 3.12 直営収集における車庫
 - 3.13 可燃ごみ、不燃ごみの委託収集
 - 3.14 資源ごみの委託収集
- 4 処理・選別保管部門
 - 4.1 可燃ごみ、不燃ごみの委託処理
 - 4.2 資源ごみの委託選別保管
 - 4.3 可燃ごみ、不燃ごみの直営処理
 - 4.4 資源ごみの直営選別保管施設
 - 4.5 直営選別保管施設にかかる費用
 - 4.6 直営選別保管施設の重機
 - 4.7 直営選別保管施設の人件費
 - 4.8 直営選別保管施設の選別ライン
 - 4.9 選別後の資源ごみの売却、引き渡し
- 5 残渣処分部門
- 6 管理部門

目次をクリックすると
入力ページに自動的に切り替わる。

データは全て、このような
エクセルシートに入力する。

3. 収集部門

3.1 廃棄物の収集量

(1)家庭系 廃棄物について、区分別の直営での年間収集量および委託業者による年間収集量をそれぞれ入力して下さい。

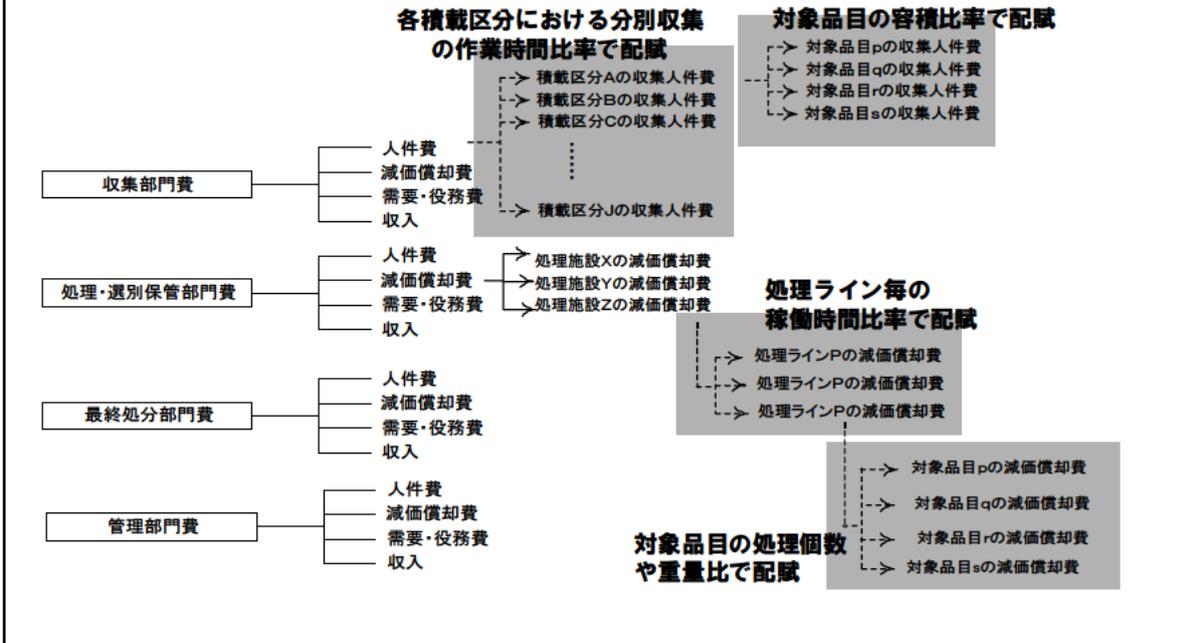
直営収集分と民間委託による収集分を分けて把握していない場合は、合計の欄に合わせた量を入力して下さい。

区分	(1)家庭系		合計
	直営	民間委託	
可燃ごみ	t/年	t/年	t/年
不燃ごみ	t/年	t/年	t/年
資源ごみ	t/年	t/年	t/年
その他のごみ①	t/年	t/年	t/年
その他のごみ②	t/年	t/年	t/年
その他のごみ③	t/年	t/年	t/年

入力するデータの項目は、環境省が全国の市町村及び特別地方公共団体に対して毎年、実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」と類似している。

廃棄物会計の仕組み

② 共通費用の配賦ルール



成果物イメージ

① 各種費用単価表

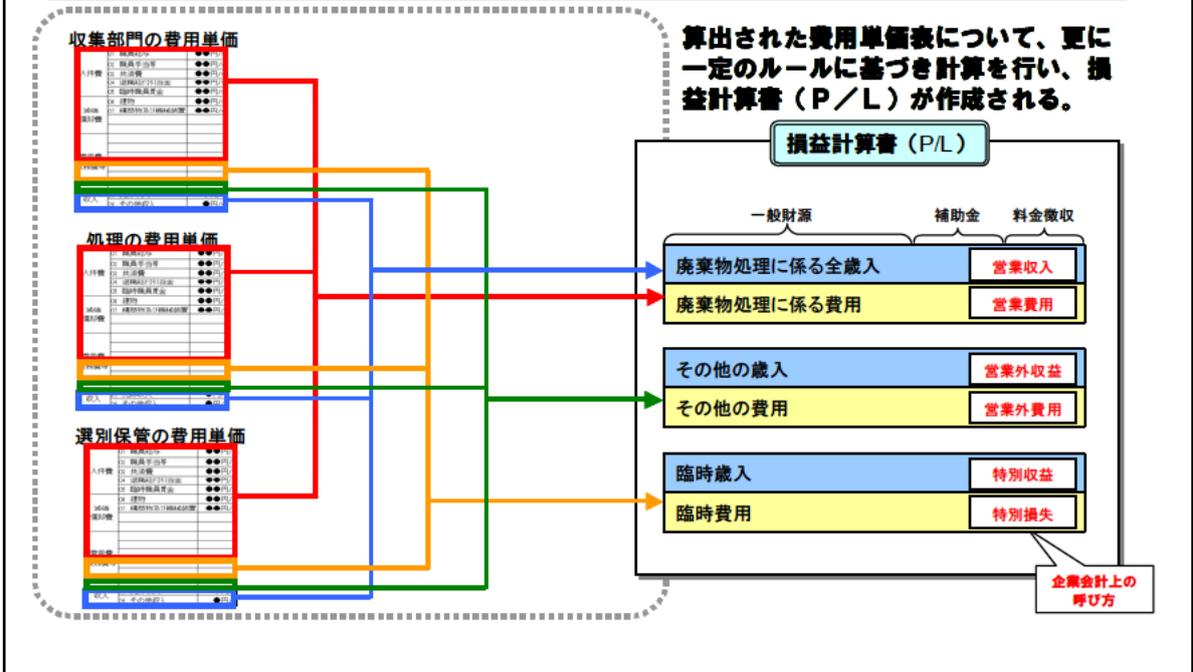
フォーマットに入力して頂いたデータから、一定のルールに基づき品目別・部門別・施設別などの費用単価を算出する。

人件	01 職員給与	●●円/人	
減価償却	02 職員手当等	●●円/人	
減価償却	03 共済費	●●円/人	
減価償却	04 退職給付引当金	●●円/人	
減価償却	05 臨時職員賃金	●●円/人	
減価償却	06 建物	●●円/人	
減価償却	07 構築物及び機械装置	●●円/人	
需用			
収入	25 売却収入	●●円/人	
収入	26 その他収入	●●円/人	

びんの費用単価
 缶の費用単価
 ペットの費用単価

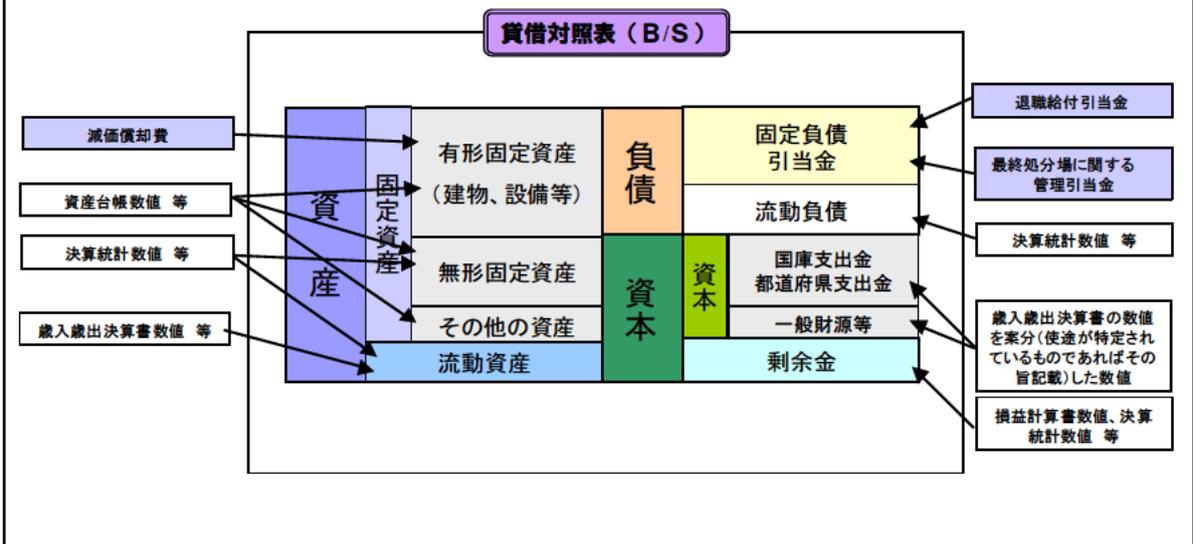
収集部門の費用単価
 処理の費用単価
 選別保管の費用単価

成果物イメージ ～ ②損益計算書 (P/L) ～



成果物イメージ ～ ③貸借対照表 (B/S) ～

算出された費用単価表について、更に一定のルールに基づき計算を行い、貸借対照表 (B/S) が作成される。

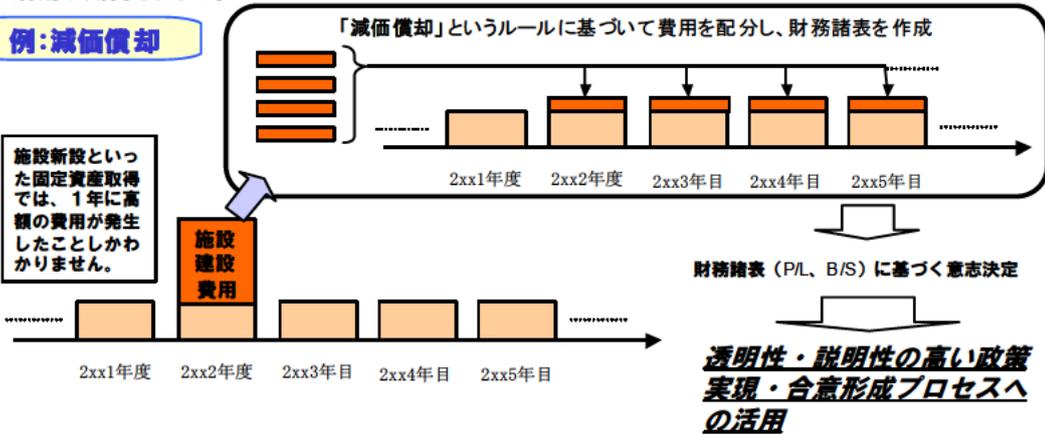


廃棄物会計の導入による効果

～ ① 事業の事前評価・事後評価 ～

廃棄物の処理・リサイクルシステムを変更する際(処理施設の新設・改修等)、システム毎にガイドラインに基づいてコストを算出することにより、複数のシステム間での費用対効果の比較や、ミニマムコストのシステム設計が可能となります。また、一定のルールに基づいて財務諸表を作成することによって、より透明性・説明性の高い廃棄物処理行政資料の作成が可能となり、住民等との合意形成の際にも活用が期待されます。

例:減価償却

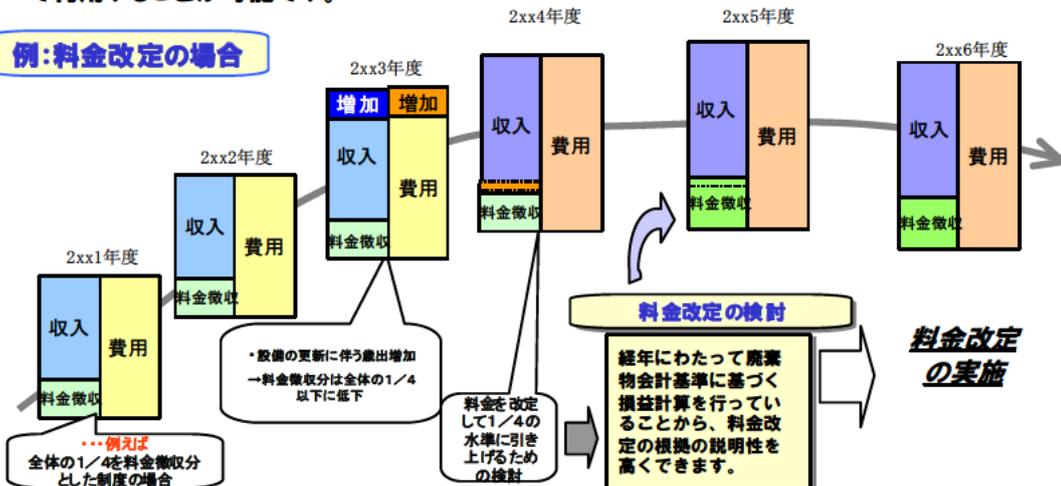


廃棄物会計の導入による効果

～ ② 有料化導入や料金改定の根拠 ～

有料化を導入する予定であるごみや、既に有料化しているが料金を改定する予定のごみについて、ガイドラインに基づき算定したコストは、指定ごみ袋の料金設定などの根拠として利用することが可能です。

例:料金改定の場合



廃棄物会計モニターへのご協力をお願い

三重県では、平成17年11月中旬から平成17年12月中旬の約一ヶ月の間、廃棄物会計基準案を作成するためのモニターを募集致します。

是非ともご協力のほど、宜しくお願い致します。



■11月上旬:モニター決定

■11月上旬～12月中旬:廃棄物会計基準案に基づいて、「各種費用単価表」「損益計算書」「貸借対照表」の作成をご検討頂きます。

■12月中旬:廃棄物会計基準案への要望・問題点についてのコメントを頂きます。

参加した自治体から出た主な質疑、意見等は以下のとおりであった。

○データの取り扱いについて

- ・ モニターとして参加した場合、提供したデータはどのような取り扱いになるのか。公表されるのか。
- ・ 明確なガイドラインが策定される前に参加し、結果が出てしまうと、数字が一人歩きしかねない。
- ・ 他の市区町村のコストと単純に比較されると困る。個々の市区町村の事情がある。

○廃棄物の定義について

- ・ 市区町村によって、廃棄物の定義（可燃ごみ、燃えるごみ、燃やすごみ等）が異なるので、言葉の定義を明確にする必要がある。
- ・ 廃品回収によって回収した廃棄物は、リサイクルしているが、「廃棄物」としてカウントしていないため、リサイクル率が他自治体に比べ低くなってしまう。

○定性的情報の把握について

- ・ 住民へのサービスなどソフト面での取り組みを評価する仕組みが必要である。
- ・ 単純に費用を計算するだけであれば、丁寧な住民サービスを提供している市区町村が高コストになり、批判を受ける可能性がある。
- ・ 収集頻度の低下は、必ずしも住民サービスの低下とイコールではない。収集頻度を上げることによるコスト増加が容認されない場合もある。
- ・ コスト面での把握だけでなく、例えば、住民の協力率や作業現場の稼働率なども考慮する必要があるのではないか。
- ・ 都市と田舎では様々な条件が異なる。計算過程や結果の評価においては、都市型と田舎型のパターン分け等が必要ではないか。